



「地域の力で暴力団を追放しよう！」 ～練馬区暴力団排除条例施行セレモニーと啓発イベントを開催～

と き 4月10日(水) 午前10時～11時

ところ 西武池袋線 練馬駅北口 ペDESTリアンデッキ

4月1日に練馬区暴力団排除条例が施行されたことを受けて、練馬駅北口で同条例の施行セレモニーと啓発イベントが開催された。

練馬区暴力団排除条例は、暴力団排除活動を推進するための措置などを定めたもので、区民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として制定。「暴力団と交際しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」を基本理念に、区や区民・事業者の責務、暴力団排除に向けた区の対応や、区民への支援などを明文化した。

セレモニーで志村 豊志郎 練馬区長は、「暴力団排除条例をきっかけに、区内の警察署をはじめとした関係団体、区民と連携し、一層暮らしやすい、安全・安心な練馬区を築いていきます」と決意を示した。

セレモニー終了後には、志村区長や警察関係者、練馬駅周辺の商店会の会員等約80人が、駅利用者らに啓発用品を配布し、暴力団排除を定めた条例の徹底を呼びかけた。



セレモニーの様子



啓発用品を配布する志村区長

【練馬区暴力団排除条例について】

暴力団は、区民の生活や事業活動の場に深く介入し、その組織力を背景に様々な資金獲得活動を行っている。条例の制定により、暴力団を排除するという区の考えを明確に示し、区のさまざまな事務事業から暴力団の関与を排除するとともに、区民、警察と連携して、地域社会からの暴力団排除を目指す。

青少年の暴力団への加入や暴力団との接触による犯罪被害を防ぐための指導の徹底、地域のお祭りや興行等のイベントに暴力団を関与させないための措置等も定めているのが特徴。学校関係者やイベントの運営に携わる者が必要な対応をとることができるよう、区は警察等と連携し、情報の提供や助言を行っていく。

【セレモニーと啓発イベントの様子】

志村区長、菅野石神井警察署長のあいさつの後、暴力団排除協議会・不当要求防止連絡協議会の会長、副会長の呼びかけで、セレモニーの出席者約80人が腕を振り上げ、「暴力団排除に向けて頑張ろう！」と、シュプレヒコールを行った。また、セレモニー終了後、志村区長、区内の3警察署長・副署長も参加し、練馬駅を利用する区民らに啓発用品を配布し、条例の周知を図った。

【問い合わせ】危機管理室 安全・安心担当課 安全・安心担当係 電話 03-5984-1027